

平成28年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回） 会議録

1. 会議名称 平成28年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成28年6月20日（月）午後6時～午後7時30分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者
委員
 中川会長、永山副会長、五十嵐委員、児玉委員、小部委員、竹内委員、田村委員、豊田委員、三浦委員
事務局
 梅田経理課長、鈴木契約係長、林田、小野塚、矢崎、大野
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
 会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
 （世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 議題
 - （1）答申に向けて
 - （2）その他
 3. 閉会

平成28年 6 月20日

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）

会長 皆さんおそろいですので、ちょっと早いですが、スタートしたいと思います。

この前に労働報酬専門部会、お疲れさまでした。たしか3時半ぐらいから行われたということです。

それでは最初に、資料の確認等をお願いします。

事務局 では、私のほうから第2回適正化委員会の資料を確認させていただきます。

まず次第ということで1枚です。それと中間報告書の概要版を1枚添付しております。あと、世田谷区の入札・契約制度の概要をつけさせていただいております。その次が公契約条例に係る他区の取り組みということで、これは労働報酬部会のほうから依頼された資料になりますけれども、足立、港、渋谷のやつをつけております。

それと、先ほど労働報酬部会が開催されまして、そのときに、各委員さんから出ました資料ということで、こちらを添付させていただいております。委員のほうから世田谷区公契約適正化委員会・労働報酬専門部会の8月答申にむけて、また、委員のほうから世田谷区公契約条例適正化委員会・労働報酬専門部会の8月答申に向けてという資料がついております。また、委員のほうから、最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正についてということで、ホッチキスどめの厚手の資料をいただいております。それと、委員のほうから、建設技能者職業能力基準ということで案の形で資料をいただいております。これを先ほど労働報酬専門部会のほうで議論していただきまして、今回の適正化委員会のほうに資料という形でつけさせていただいております。

以上が資料の確認になりますが、資料は大丈夫でしょうか、よろしいですか。

会長 あと、前回議事録は皆さんにもう送ったんですね。

事務局 はい、送っております。

会長 前回議事録のところでは何か特にございましたでしょうか。もしまたお帰りになって気づかれたことがあれば、事務局のほうに伝えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、幾つか資料を事前に配っていただきました。この適正化委員会に向けての話と、ただいまお話しがあった労働報酬専門部会のところでの資料ということで手元にあるかと思います。85%云々かんぬんの話とか、そこら辺がいろいろと議論されてきているところかと思いますが、85%の中に一体どこまでの経費が入っているのかというあたり、必ずしも明確ではないというのがありますので、そこら辺は労働報酬専門部会のほうでいろいろと議論していただければありがたいと思っております。

それでは、答申に向けてということで、この委員会のほうの資料が幾つかご

ざいですが、簡単に御説明していただければと思います。

事務局 では、私のほうから資料を簡単に説明させていただきます。

適正化委員会のほうにつきましては、この前の中間報告の概要版という形で箇条書きでつけさせていただいておりますが、これは前にも送付したものでございますので、よろしく申し上げます。

それと、世田谷区の現在の入札・契約制度の概要ということで2枚、表裏面印刷の形でホッチキスどめで1つ概要を添付させていただいております。よろしければ簡単に、現在の区の契約の入札、その辺を説明させていただければと思いますが、どうでしょうか。

会長 よろしいですね。では、申し上げます。

事務局 では、今の世田谷区の入札・契約制度の概要ということで、こちらをもとに若干説明させていただきますが、大きく分けまして、区のほう、工事請負契約と物品等契約、これは委託等を含みますが、2種類ございます。

対象業務は記書きのとおりでございますが、契約の方式としまして、現在、世田谷区は工事請負契約につきましては、制限付き一般競争入札、対象工事等は記書きのとおりでございます。

物品等の契約になりますと、これは希望制指名競争入札という形でさせていただきます。一般競争入札が原則ではございますが、建築等の工事につきましては、私どもは区内業者育成ですとかその辺の観点から、制限を区内ですとかその辺に絞って発注させていただいております。また、物品のほうの希望制指名競争入札につきましては、これはあくまでも希望制ということで希望してもらうんですが、特段その会社に何か問題がありということがない限りは、うちのほうも外しませんので、おおむね制限付き一般競争入札と同じような形になってございます。

その下の指名競争入札につきましては、記書きのとおり、緊急性が高い業務であるとか、委託系になりますと、仕様書等を公表することで防犯・警備上業務に支障になる場合とかいうのになりまして、ほとんど指名競争入札というのは現在はそんなにはない形です。

あと、見積合わせが予定価格130万円以下の工事、予定数量の見込みが立てられない業務となっております。また、物品等につきましては、予定数量の見込みが立てられない業務という形となっております。

特例の中でありませけれども、随意契約、こちらにつきましては、双方価格的なものは書いてありますけれども、その業者でないといけませんという感じのものが随意契約として出てきます。

その下のプロポーザル方式、これは最近、区のほうでもかなり取り入れておりますけれども、目的とか性質が競争入札に適さないで、問題解決能力であっ

たり、技術力などの高い技能が必要とされる業務、これをプロポーザル方式という形でやっております。

入札の発注標準につきましては、工事請負契約のほうで格付（A～E）ごとの件数が均等になるような形で発注標準を定めているところでございます。物品等の契約につきましては、業務の内容・予定価格等に応じまして、営業種目、あるいは格付（A・B・C）、資格、実績等をその都度設定させていただいております。

あと、総合評価競争入札（施工能力審査型）になりますが、こちらについては記書きのとおりでございます。平成27年度が19件、26年度は17件ほど実施しております。こちらのほうでは地域貢献点ということで、今まで防災協定等につきましては価格点2点だったのを現在4点にしております。

次の裏面になりますけれども、最低制限価格制度は、工事予定価格300万円以上、建築一式工事については500万円以上、1億8000万円未満の案件で導入させていただいております。ただ、総合評価競争入札は除いております。現在、最低制限価格については、直接工事費ですとか共通仮設費等をもとに、予定価格の10分の9から10分の7の範囲で定めております。測量・設計についても同じような形で10分の9から10分の7の範囲で定めております。また、新たに業務委託としまして、予定価格が200万円以上の建物清掃業務委託、あるいは造園委託のほうで導入をさせていただいております。

また、低入札価格調査ということで、工事予定額1億8000万円以上の案件及び総合評価競争入札案件で導入をしております。これにつきましては、1億8000万円というのは区の議会の案件になりまして、議会の議決が必要となりますので、そちらの予定価格につきましては低入札価格調査をさせていただいております。

次に、落札制限につきましては、工事の場合が予定価格2000万円以上の同日の開札等があった場合につきましては、落札を1事業者につき1件という形で制限をさせていただいております。また、測量・設計につきましても同日開札の案件について、予定価格等1事業者につき1件の制限というので、右側の委託関係につきましては、公園維持管理等の一部の業務委託において、同日開札の案件で制限を加える場合がございます。これは1つの業者が全部とるといったら変ですけれども、そういうことがないような形で制限をかけさせていただいているところです。

また、手持ち工事制限ということで、1億円以上の未完成工事の件数を1業者3件までに制限させていただいております。この辺につきましても、先ほど申し上げましたように、多くの業者さんにとっていただきたいというのと、質の確保、この辺を考慮しまして、こういう形でしております。

また、その下は優先業種区分の登録制度ということで、世田谷区の場合は、土木、建築、電気設備、機械設備においては給排水衛生設備、空調、造園は登録を義務づけさせていただいて入札を行っております。これは、例えば会社によっては土木もできません、建築もできませんという形のものはあるんですが、区内業者の育成と先ほど申し上げましたけれども、そういう観点から土木か建築、どちらかを優先業種で登録していただいて、建築は建築、土木は土木でという形で優先業種登録としてやっていただいております。

続きまして、次の3ページのほうになりますけれども、予定価格の公表につきましては、予定価格2000万円以上の工事は事前に公表しております。予定価格2000万円未満の工事については事後公表、測量・設計については非公表としております。なお、委託のほうについては全面的に非公表としております。

入札の内訳書の提出、これは落札候補者が提出した内訳書を確認した上で落札を決定させていただいております。

下請契約ということで、下請状況届の提出を義務づけ、下請の状況把握、施工現場での一括下請がないことを確認させていただいております。

なお、前払金につきましては、契約金額50万円以上が対象で契約金額の4割以内、限度額は5億円、測量・設計につきましては、50万円以上、契約金額の3割以内、限度額5億円という形にしておりまして、中間前払金につきましても、工事で契約金額50万円以上で、先に前払い金を支払った契約が対象で、契約金額の2割以内と、限度額2億5000万円で行っております。

その下の部分払につきましては、工事関係、委託関係、記書きのとおりでございます。

その下の単品スライドにつきましては、工事の材料の価格に著しい変動が生じた場合、これは1%以上になりますけれども、契約金額が不相当となったときに、受注者が契約金額の変更を請求できるものという形で、単品スライドの条項を区のほうとしては定めております。

あと、最後のページになりますけれども、こちらにつきましては、発注見通しの公表であったり、入札結果の公表、あと見積合わせの公表、随意契約の公表という形で、透明性を図るために、各そういった公表をさせていただいております。

また、履行状況の評価ということで、例えば工事関係ですと契約金額500万円以上の工事、工事費の合計で1億8000万円以上の設計委託を対象に、完了後に工事成績を評価させていただいております。また、委託系につきましても、右側に書いているとおり、例えば契約期間が1年以上かつ予定価格が200万円以上の業務委託契約のうち、建物清掃であったり、造園、公衆トイレ清掃の業務等について、こういった履行評価をさせていただいております。

次に、長期継続契約ということで、これは委託のほうだけになりますけれども、例えば物品の買い入れ契約が5年、役務の提供を受ける契約は3年により、これにつきましては複数年の契約を行っているところでございます。

その下の労働報酬下限額、これは公契約条例の関係でございまして、現在議論いただいているところでございます。

最後の労働条件確認帳票につきましては、50万円以上の全ての私ども契約で扱う契約については、この確認帳票、チェックシートと呼んでおりますけれども、この提出を求めているところでございます。

簡単ではございますが、区の入札・契約制度の概要は以上でございます。

会長 もう1つの他区の取り組み、世田谷とほかのところの話、これはよろしいですか。

事務局 こちらのほうの公契約条例における他区の取り組みについては、先ほど労働報酬部会のほうで御議論等をいただいておりますので、後で確認していただければと思います。

会長 ありがとうございます。

今ざあっと御説明いただきましたけれども、もう皆さんなれているからよろしいかと思うんですが、御質問等ございましたらばお願いいたします。

1つは、今は全部電子入札、それはどうなっていますか。

事務局 今は全部電子入札でございます。ただ、一部、土地の売買、あるいは区の土地の有効活用等で自動販売機の設置であったりとか、その辺についてはまだ電子入札になっていませんので紙入札ですが、契約係で扱う契約については全て電子入札をさせていただいています。

会長 それからもう1つがプロポーザル方式と総合評価競争入札、その違いはどこら辺でしょうか。

事務局 まずプロポーザルのほうは、各所管課でこういう案件について、例えば何かの委託をするよといった場合に、さまざまな要素が来ますので、それについて、私どものほうにこの案件についてプロポーザルをやりたいよというのを私どもで内容をチェックして、プロポーザルに当てはまるかどうか、その辺も含めまして確認をさせていただいて、所管課のほうでそれを募集をかけたものを書類審査と、あと2次選考か何かでヒアリング等々、総合的に例えば福祉系の委託関係であれば、それにマッチしている会社、申し込んできた会社を選ぶと。総合評価競争入札については、価格点でありますとか地域貢献点、あるいは成績点、そういう形でやりますので、どちらかというところ、総合評価競争入札は工事系、プロポーザルは委託系の契約のほうが多いと思います。

会長 それからもう1つ、この総合評価の場合の評点づけ、この項目は何点までですとかというのはホームページ上で公開されているのかどうか。

事務局 点数的にはホームページ上、例えば価格点が何点とか、先ほど申し上げました地域貢献点が何点とか、そういう形で公表はさせていただいています。

委員 それは事案ごとに異なることはないという意味ですか。

事務局 工事関係の契約については事案ごとの点数を変えるということはありませんので、全て同じ価格点であったり、そういう点数は変更はございませんので、それで公表しているような形になっています。

委員 一応ちょっと確認なのですが、優先業種区分の登録制度で、1事業者1つずつの業種登録ということで、ここにある区内に本店、支店というのは、本店、支店の支店があれば本店と今同様の扱いということによろしいのかということと、その下に反対に「本店が区外にある大手の事業者は対象外」というこの大手の事業者というのはどういう区分で分けていらっしゃるのか。

事務局 この優先業種区分の「本店が区外にある大手の事業者は対象外」というのは、区外の手主というのは余りうちのほうは発注しておりませんので、仮に例えばゼネコン系のスーパーゼネコンさんじゃないですけども、そこに優先業種登録だとかそのようなものは求めておりません。

委員 では、世田谷に支店があってもそれは認めていないということ？

事務局 その支店の取り扱いなのですが、これは私ども、支店ができた段階で実態調査をしまして、本当にその支店が事務所としてやっているかどうか、その辺を確認させていただいて、例えば建築業の許可であったり、そういうものを登録してあることによって支店として認めているという形のものがございますので、ここで言う優先業種登録、「区内に本店又は支店があり」というのは、区内の本店は建築、土木全て分けていただきますよ。支店についても、支店ですから、本店のほうにすると土木も売り上げが高かったり、建築も売り上げが高かったりしますけれども、あくまでその支店についても建築は建築、土木は土木という形で優先業種を登録してくださいねという形でやっております。

委員 それは、今の優先登録制度のぼつ1番目の土木、建築、電気設備、これらの登録は支店ごとに可能なんですか。

事務局 土木であれば土木、建築であれば建築という形で、1つの支店について1つの業種という形になりますので、その支店で土木も建築も持つということとはできないです。1事業者1つの優先業種登録という形になります。

委員 細かく言うと、複数店舗を持っていた場合は、土木がA支店、建築がB支店という、そういう持ち方も可能にはなる。

事務局 ゼネコンさんじゃないですけども、例えば区内に本当に支店を業務の登録として全てちゃんとして、例えばの話ですけども、梅田建築さんが土木系の支店があり、建築系の支店があると、これはまずないとは思いますが

れども、そういうことは可能は可能ですよね。ただ、あくまでも本当に支店として実態を持っているかどうかという話になりますけれども。

会長 主に工事にかかわるところで、設計・測量業務はこれからは外れるということですよ。

事務局 これからは外れます。

委員 低入札価格調査、いわゆる議会物で一定の額を下回るものについて多分対象になると思うんですが、年間で今どれぐらい、例えば議会物がどれぐらいあって、そのうち低入札でかかるといのはどのぐらいの割合なんですか。

事務局 低入札価格調査ということで、今まではこれをやっておりました。昨年、27年度の途中からこの低入札価格調査というのはヒアリングだとか営繕のほうで、低入札ですので、それだけの金額で本当にこの工事ができるかどうかという形で、積算単価であったりとかを営繕が確認したり、私どものほうはヒアリングで技術者は大丈夫なのかとかという中では、当然皆さんできますという話ですので、低入札価格調査の中ではそのままその金額でいっていたんですが、そういう形ではなくて、ダンピングであるとかその辺の防止のために、昨年度の1定にかける議案から、最低制限価格制度と同じような制度になるんですけれども、失格基準制度というのを設けまして、低入札価格調査よりはその失格基準のほうで最低制限価格と同じような形で、1つの金額以下であれば、全部もう落としちゃいますよという形で変更してきております。ただ、去年は低入札はなかったですね。

委員 低入札価格調査は1件もなかったと。

事務局 ええ、27年度は1件もなかったです。

委員 一時期は結構ありましたよね。

事務局 そうですね。一時期はそれなりに大きい工事になればなるほど低入札のほうがありました。

委員 ちなみに、ここには出ていないんですけども、今の不調とか落札率的なものというのは、数字的なものは経理のほうでざっくりした、例えば平均落札率はどれぐらいだとか、もしくは不調がどれぐらいあるとか、もしくは不調になったものの取り扱いはどうなっているのかというのはわかりますか。

事務局 うちのほうは3000万円以上の工事は企画総務委員会に報告しておりますので、落札率からいくと、今、予定価格3000万円以上は公表していますので、大体もう90%以上の割合ですね。この前、4月、5月に報告しましたけれども、ほとんどが95%であったり、そういう形ですね。要するに90%以上が多いと思います。

それと、不調になった場合なんですけど、これは工期がもしまだ先であって、あるいは委託のほうでも納品が先であれば再入札をかけますが、先ほどちょっ

と労働報酬部会でも話をさせてもらいましたけれども、どうしても学校の夏休み工事なんかはもうほぼ決まっちゃっていますので、そこを外すと工期が間に合わないので、不調の場合は不調隋契、一番低く入れていただいた事業者と我々の予定価格を照らし合わせまして、予定価格でやっていただけるか、あるいはその下でやってもらえるかという形で、不調隋契を済まさせていただきます。

委員 金額は上げないですか。

事務局 金額は上げないです。

委員 上げないんですか。これでやってもらえないかという相談をすると。

事務局 そうですね。今、前と違って一般競争入札なので、辞退するところは辞退してきますので、例えば不調があったとしても、その事業者にこれといったときに、やっぱり合わなければ、いや、できませんという話になりますので、無理にこれだという形ではなくて、契約サイドとしては話はやっております。

委員 工事量を減らすとか金額を上げるということは余りしないで、そのままです。

事務局 しないですね。予定価格はこれなんだけれども、これでできませんかというような形。

会長 入札業者の範囲を広げる。要は区内優先という形で動いているんだけど、その不調の場合、区外も含めて広げるということはあるんでしょうか。

事務局 当然委託のほうなんかでは、区内で例えば印刷広告したりしたときに、仕様書を見た段階で、いや、うちはちょっととかという形になればほとんど申し込んできませんので、その場合は、公平性とか透明性、競争性を高めるためには、やっぱり区外も入れて、区外のほうの募集も募って、それで入札をするという形をしております。

委員 今のお話を聞いていても、落札率が90%以上の案件がほとんどだということは、やっぱり世田谷区で出している仕事というのほうまみがないからということのいい例じゃないかと思うんですね。かつ、例えばお金が合わなくて、全員辞退で不調になったとしてもお金を変えませんということをして現在おっしゃるといふ時点で、やっぱりどうかというところが大きなところじゃないかと僕は思っていて、そういうことであれば、最低労務単価とかそういうところで、さらに網をかけるべきではないんじゃないかというのが僕の意見ですね。

会長 落札率のところは、ほかの区であるとかを見てみますと、おおむね3年前ぐらいから、ほかのところも実は89であるとか、それぐらいのときがあったんですが、全体的に、この世田谷が関連している、この周りがどうかはわかりませんが、別のところで僕が関連しているところと言うと、ほかの区のとこ

るも今90を順次超えているというか、94とか93とか上がってきているというのがこの数年です。それまではこう下がっていた部分、おいおい、いいのかいという感じのところも実はありましたけれども。

委員 そこがやっぱり本質的に我々建設業者がかなり疲弊しているということじゃないかと思っているんですね。結局、価格を落としていって落札することができなくなりつつある。そこに一番の問題があると僕は思っていて、結局、予定価格は一向に上がっていかないという状況があって、歩掛を含めてもう90%以上で落札せざるを得ないという状況になっているわけですね。そういう状況をまず変えないと、今の労務単価なりなんんりの議論というのはやっぱりどうかなというのが僕は正直なところなんですね。

会長 だから、その反映として低入のほうがほとんどなくなってきている。業種によってといたならばあれなんです、恐らく電気・機械設備、いわゆる設備系のところの低入といいますか、低入まではいかないけれども、落札率は低くて、全体的に見た状態、それも含めた状態で90幾つですから、土木、建築なんかのところというのは、それをカバーしているあたりでの落札率になっているということですね。

委員 我々事業者からすると落札率の低いものというのはやっぱり優良工事なんですね。これは間違いなく優良工事、そこまで下げていっても利益が出るから、そこまで下げるわけですよ。世田谷区で発注されている工事は、そこまで下げられない工事がほとんどだということなんですよ。

委員 そうということなんだ。

委員 そうということなんです。だから、今、区役所で発注されている仕事がそういう高水準であるにもかかわらず、その労務単価の下支えになっているところまで網をかけて、これは間違いなく我々事業者の仕事する範囲が徐々に狭まっているんです。

委員 それは先ほどの議論にもかかわりますけれども、設計なり、あるいは積算、そこに問題がある。あと歩掛の面がありますけれども、その3面をどう適正なものにするかということですね。

委員 そうですね。

委員 多分その低い予定価を組んでいる設計労務単価は、でも、どんどん上がっているはずなのに、なぜか予定価格だけが上がらないから、業者の皆さんは応札しない。もしくはそれをとったとしても設計労務単価の85%を払うことも厳しいみたいな状況になっているという、そのこの予定価格ができるまでの過程に問題があるのかなと。

委員 設計労務単価はこの間、3年ぐらいで4割近く上がっているはずなんだけれども、でも、落札率は高いまま張りついているということは、やっぱり

資材価格なりその他の……。

委員 資材価格もそうですし、やっぱり歩掛とか、結局、建築でも型枠大工さんが1日何平米型枠をつくれるかといった、いわゆる標準設計されている平米数を現実にはやり切らないんですね。標準設計されている平米数をかなり割り込んでいる仕事しかできないんですが、標準設計されているから、要するに工事を積み上げていくと直接工事費を超えちゃうわけですね。そうすると、そこで共通仮設費、現場管理費、一般管理費を圧縮していく。そうすると、それは落札率は98%、95%以上じゃないと利益が出てこないということだと思っんです。だから、そこで歩掛なり直接工事費が足りない分は、やっぱりそこで何とかしてもらわないと、僕はちゃんとともに歩掛が考えられている工事であれば、最低制限価格規模でやれると思っているんですね。今世田谷区で発注されている仕事はそういうふうになっていないというのが僕の意見です。

委員 これは世田谷だけなんですか、世田谷以外もみんなそういう状況ですか。

事務局 経理課長会でも23区はみんな集まりますけれども、その労務単価というのは東京都のやつを準用しちゃっているんで、独自につくっている区というのはほとんどない状況ですね。ですから、今委員がおっしゃったようなことは、多分ほかの22区でも起きているとは思いますが。あと、予定価格を公表する前は、落札率はそれこそ70から80ぐらいだったんですかね。予定価格3000万円以上を公表し始めて、その辺からいくと、90以上になったというのも1つの要因ではあるとは思いますが。

委員 先ほども申したんですが、大体みんな自分で単価を組み立てないんですね。できなくなっちゃっているんですよ。そういう歩掛がわからない、難易度がわからない、それから職人さんの高齢化も進んでいるという内容があって能率が上げられないんですね。勢い、今、各業者さんも業界ごとに標準見積書というのを出しまして、資材費と労務費と別々に分けて、労務費に法定福利費の分を別枠で出して、今そういうのが進んできましたので、この前、世田谷区さんの営繕のほうで聞きましたけれども、各業種、そういった形でほとんど見積もりをとっていますと。

ただ、問題なのは、設計単価であるのに、そこで歩切りをやっちゃう場合があるんですよ。設備も機器なんかはそうなんですけれども、本当はこれが設計単価として標準なんですよというところからまた1割ぐらい切っちゃうわけですよ、ぶち明けると。だから高くなるというのがあるんですよ。それは全体も言えますね。全体これだけ上がったけれども、どうだい、もうちょっと切れそうじゃないのと切っちゃうんですね。だから、歩切りは一切しないようにと、国交省のほうから通達が出ていますけれどもね。

委員 それは各担当の部局ごとの、例えば教育だとか福祉だとかという、それごとの何か違いみたいなものはあるんでしょうか。つまり、予算運用の配分の比重と、それから、住民ニーズというのか、そういうものとの差が、例えば道路だとかそういうものとの違いみたいなものが、部ごとにギャップがあるかどうかということなんですけれども、これは財政の予算の配分のほうの問題かもしれない。

事務局 ちょっといいですか、今の歩切りの。昔は多分歩切りって結構あったと思うんですね。これは日本全国、もう歩切りはだめよというので、国から通達とか来ていますので、この前のときには、議会でも歩切りの質問が出たりして、世田谷区は今歩切りはやっていないはずなんですね。営繕のほうの歩切りというのはどういう意味かわからないんですけれども、例えば見積もりをとって、それが100万円だったものを80万円にしちゃうとか、それは今一切やっていないはずなんですね。ただ、本当は100万円に入る機械が何かの形で80万円に入るよという事業者さんはいるとは思っています。営繕がとっている見積もりを歩切りするというのは、前はあったと思うんですが、区のほうでは今はないと思うんですけれども、委員、営繕はそんなようなお話を……。

委員 いや、そこは話していませんけれども、通常そうだったということですから。みんな上代ってあるでしょう。普通は上代でみんな見積もりを出してくるわけですね。サッシなんかでもみんなそうだけれども、そこから設計単価、設計金額ねという形で自主的に2割とか2割5分引くんですよね。本来はそれでおしまいと。また内部へ持ってきて、そこからちょっと5や10は切っちゃうかという話。

委員 ただ、建築なんかの場合、今委員がおっしゃったような専門工事、例えば金属建具であるとかそういったものを見積もりをとったときの掛け率というのはまだ存在していますよね。

委員 あります。

委員 あると思うんですね。それを歩切りと言うのかどうか、ちょっとわからないんですけれども、多分サッシ屋さんが出してくる見積もりであるとか、ガラス工事とか、そういう専門工事については、出してくる見積もりに掛け率を掛けると思います。90%、85%、掛け率は掛かっていると思うんですね。東京都の建築工事の積算もそれはやっていると思います。あと設備工事なんかの場合は、排水設備で、例えばトイレの便器であるとかそういった材料なんかは何掛けする、掛け率を掛けて積んでいるはずですね。電気工事についても材料については掛け率を掛けてということは当然やっていますよね。

委員 やっています。

委員 だから、その掛け率が正当性がどうか、よくわからないんですけれども、

それが例えば85%掛けて端数が出ちゃったら端数を切っちゃうとか、歩切りって多分そういうことですよ。

委員 もっと切っちゃうんです。

委員 もっと切っちゃうんですか。

委員 ただ、見積もりをとるといっても、1社じゃないですから。

委員 そう、3社とかね。

委員 複数、最低で3社とりますから、やっぱりその中で中間ぐらいをとるとか、そういうさじかげんはあると思うんですよ。

委員 だから、結局のところ、僕はさっきも言ったんですけども、積算するというのとは作文を書いているみたいなもので、お金を下から積み上げていって、最終的に予定価格がどこに設定されていたら、そこに向かって進んでいくみたいなところが多分あって、全体で予算がこれしかなかったのに、設計の内容が過大だったので、予算を積んでいったらオーバーしちゃったから切っちゃいましょうみたいな、そういうことというのはある話だと思うんですよ。恐らくそれは土木でも建築でもあるんじゃないかと。

委員 先ほどの不調になった物件の予定価格を全然いじらないで、あとは隋契でいくということも実質上は歩切りの発想ですよ。

委員 そうですね。

委員 そうすると、落札率が上がるという問題は、予定価格が適切に入り、また入札価格も適正に近づいているという現象ではないという面があるんですよ。

委員 はい。

委員 済みません、聞いていいですか。単品スライドは、実際に年間を通してこれだけ資材が上がり下がりする中で、どれくらい使われて申請があるのか。よく聞かれるのが、単品スライドを使われるのも労務費単価のものはわかりやすく出しやすい、要は変更もされる。ただ、それ以外のものは資料を集めて提出するだけでも大変なんだと。実際使われているのかというその労務単価以外での使われぐあい。要は、せっかくある制度なのに、それが生かされているのかどうかということを知りたいんですけども。

事務局 単品スライドのほうは、今まで1件もないです。

委員 使われているのは？

事務局 使われているのは。

委員 要するに実勢で、例えば建設資材の価格が上昇しますよね。その建設資材が急激に上がったということを証明する手だてが余りないんですよ。公的な物価本の値段が改定するまで二、三カ月かかるわけです、タイムラグがあるんですよ。タイムラグがある間に現場は終わっちゃうんです。だから、単品ス

ライドというのはほとんど成立したことがないと思いますね。うちも何度もやりましたけれども、成立しませんでした。だから、していません。

委員 書類も大変なんですよ。

委員 書類も大変だし、ほとんど成立しないんですね。要するに実勢価格と物価本とか建設資料単価のタイムラグが本当に多いものだと半年以上ある。

委員 それを検討しているうちに工事は終わっちゃう。

委員 終わっちゃうということですね。

委員 そろそろ議題を整理していただいて、答申に向けてのイメージづくりをちょっと整理していただければと思います。

委員 民間企業工事は今みたいなことはないんですか。

委員 民間はちょっと違うんですよね。やはり力があってやりたい会社が出ていますね。

委員 それでは、議論の局面が変わってしまうかもしれませんが、先ほど労働報酬専門部会で公契約適正化委員会でぜひ議論してほしいというのが二、三項目ございますので、それについて問題提起をさせていただきませんか。

お配りいただいている労働報酬専門部会のほうの、委員から出されている世田谷区公契約適正化委員会・労働報酬専門部会の8月答申にむけてという文書があると思うんです。1枚ですね。

委員 済みません、名前が書いてあるとわかるんですね。

委員 それで、その中の黒丸の1のところは主に下限額についての議論なので、これはちょっと省きまして、その中でスケジュールということだけはちょっと大事な点なので、実は中間報告の際に年末にかかっていたものですから、答申の時期というものが、予算がもう固まってしまっている段階で動かすのは大変だということがあったので、今回は8月半ば以前に出そうという、そういうことですので、この点はスケジュール的に踏まえようということですよ。

それを除きまして、次に、2つ目の黒丸なんですけれども、この中で上から2つ目までは適正化委員会からぜひお願いしたいということで、この公契約条例の運用にかかわる組織と機能についての提案なんです。

1つは、この条例の適用範囲というものが結構多岐にわたっている部分があるので、その意味で、今の契約課なりの中に1つの専属の係を置いてほしいというのが1つ。それから、同時に公契約にかかわる、先ほど来の予定価格の問題とか設計とかその他に絡みまして、関係部署と公契約の専属の係との連携がとれるようなシステムがとれないだろうか。それとあわせまして、建設産業その他の福祉産業とか、あるいは環境に関するような、そういう事業にかかわる産業政策の支援体制づくりを考えるとということから、できれば一元的な運用が

可能なような公契約条例の啓蒙・確認・検証・評価・改善、こういうものを含めて一貫してやれるような、そういう組織がつかれないだろうかという提案です。ぜひこれを適正化委員会で議論していただいて、とりわけ、先ほど出ておりますように、1つの入札に至る以前の設計なり積算なりというものが今のところほとんど外注体制で行われていることもあって、現場の状況というのを反映したり、案件ごとの工事の集中その他で1つ1つ現場が考えなければならないようなものが、価格や、あるいは歩掛、そういうものに反映されないまま積算、あるいは予定価格が決められてくるということから、この点を、ひとつ設計と積算はせめて分けていただけないだろうかという提案もございました。

それから、法定福利費をどのように下請構造の下のほうへ及ぶような、そういう工夫をするための行政側からの促進策というものが考えられないだろうか。そういう意味では、法定福利費が別枠で届く範囲が2次下請程度ぐらいまでということに、もう少し改善が図れるようなことをこの中でできないだろうかということ、組織のあり方とその役割についてが2つ目の黒丸のぽつ1、ぽつ2の趣旨です。

それから、同じことで、その下に3つほど黒丸があるんですけども、公契約条例を実効性あらしめるためには、1つは広報活動を積極的に行う必要があるんじゃないか。先ほど配られました他区の運用状況を見ていまして、足立区、港区等、事業者及び就業者に対する広報活動をかなり行えるようなことになっておりますので、そういう点を充実してほしいということが1つ。

それから、それに伴いまして労働条件確認帳票、これはチェックシートと呼んでいるものですが、これもこの改善と従業者の実態把握ができるような、そういった課題をつけ加えていただけないだろうか。そして、できるだけ公契約条例が求めているワーキングプアをなくし、あるいは適正な労賃や事業主の経営の安定化を図れるような、そういうことに対する施工内容の改善というものができないだろうか。例えば複数回の現地調査等を行うことで、全数調査の必要はちょっと難しいと思いますので、サンプリング調査のようなものを入れられないだろうか、そういうことが公契約の適正な運用に欠かせない条件ではないだろうかということです。

それから、黒丸の最後のところですが、入札制度改革の中で、とりわけ先ほど来議論が出ておりますように、適切な予定価格をつくるための設計や積算の体制の改善ですね。それから、単品スライド等で御議論がございましたような市場の価格変動にどのように適正な対応をしていくか。これは上がる場合、下がる場合がございましたので、どこをどういじるかというのは非常に技術的にも課題はあるんですけども、少なくとも今までの制度ですと変化に迅速に対応できないという問題があるので、この辺の改善ですね。

それから、先ほどもちょっと出ましたけれども、地域経済の活性化のために、地元優先ということをもう少し確実なものにしていくためには、契約の段階とともに、下請事業者あるいは区内の労働者、そういう人たちとの一定の、これは使用率と書いてありますけれども、契約関係の密度を高めていくような、そういう制度を生み出せないだろうかということ、そこにある程度地域活動の評価や、これを加えた総合評価方式などの点数を事案ごとに少し弾力化していくことはできないだろうか。

ということは、こういうことを通して、事業者の側が経営の安定と労働報酬下限額を遵守できるような体制づくりをしていく、そういうものにつなげていきたいということで、それなしには、労働報酬下限額を仮に決めても、なかなか実効性ある状況に至らないので、この辺は公契約条例の運用の適正なあり方をぜひ推進してほしいということですね。

なお、これは委員からのあれにもございますけれども、別の用紙になりますが、1つは、やはり報酬下限額に関する区側の実効性を担保するような基本的な方針を予算等が作成される以前にある程度明示してほしい。それから、特に労働報酬下限額の委託に関するものですが、本当の最賃か、それに近いところの水準になっているわけですが、有資格業務というのが幾つかありますので、そういうものに配慮した下限額の設定が必要なのではないかと。

それから、一応中間報告で出されました区職員の高卒初任給行(一)と呼ばれているものの時間換算した金額を基礎にしているわけですが、これは年々変更、あるいは引き上げというものが起きますので、そういうものに対応していけるように、原則的にはこれを基準にしたものにすることを了解を得て、2017年度以降にはそれに近づける段階的な見直しを出してほしい、ということが出されました。

なお、正確ではないかもしれませんが、後で委員あるいは委員から御指摘いただきたいんですけども、このかなり膨大な最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正についての中で、幾つか具体的な資料に応じまして、実際に下請事業者にまで公契約条例の報酬下限額等を浸透させる具体的な手順というものを進めていくためには、特にこの後ろの内訳書の中にございますような1つの算定基準というもののフレームができ上がっていて、言葉は適正かどうかかわからないんですけども、これがかなりきちっとした枠組みで歩掛等が設定されてしまっていると。これをもう少し弾力的な運用が可能にすることなしには、求められる報酬下限額の設定というのはなかなか難しい状況ではないのかと。ということで、積算、設計の見積もりやその運用の仕方について、世田谷区なりの改善の努力を必要としているんじゃないかという御指摘がございまして、その方向に向かって、先ほど出たような契約あるいは契約以前の予定価格

等の運用に関する改善策が求められているということです。

大体このぐらいのところが報酬下限額の水準以外のところで報酬下限額を検討した、委員会での議論であったということです。何か補足がありましたら、あるいは訂正がございましたら出していただければと思います。

会長 今のお話の中で幾つかあるんですが、法定福利費の話をごちらのほうに投げられたということは、労働報酬部会のほうで議論はされないということですか。

委員 いや、議論はしているんです。

会長 じゃないですね。そちらで議論していただいて、それを受けましょうと。それで、その話の中に元請の話、それから1次、2次の下請のところではどう考えるのかということは、労働報酬専門部会のほうで検討されるんですよ。

委員 と同時に、やはり適正化委員会の側でのイニシアチブが残る部分もあるんじゃないかということで、そこは関係プレーですかね。

会長 1つとしては、その法定福利費というのが、例えば80なら80の中において明確になっていないから、ちゃんと明確にするように働きかけるべきだというのは、恐らく委員会のところでもまとまるとは思うんだけど、その中で一体どの程度がその中になるのか。それから、ちょっと気にしているのは、例えば退職給与引当金みたいなものは、これは管理費のほうに入っていて、いわゆる法定福利費のところだけがそこに入っているのか、さらにそれ以外にも入っているのかというその枠組みのところは、部会のほうで少し議論をしていたほうが。

委員 法定福利費の法定の範囲をどこまでにするか。

委員 ちょっと調べたんですけれども、法定福利費はどこに入っているんですかと営繕のほうに聞いたんですが、工事の単価に入っています、そういう言い方なんです。それはつまり、労働者の事業主の負担分です。本人は自分で負担するからと。各一般管理費、現場管理費があるわけですが、一般管理費は元請会社の会社の中の社員、役員の法定福利費、現場管理費の中には現場にいる元請の所長、監督だとか、そういった人の法定福利費が入っています、そういう返事でした。

会長 そうですね。以前のお話でもその元請のところから補填されるというお話はここでも出ていたと。それで、そこら辺が必ずしもはっきりしていないのは僕だけなのかもしれないんだけど。

委員 いや、していないんですよ。全く分かれていないんです。一緒くたになっちゃっていて、今わからないんです。

会長 そうです。それはどうあるべきかというのを提案していくことはあっ

ていいのかなと。

委員 いいんでしょうね。

会長 それが実現するかどうかというのは別として、そうしないと、いつまでたっても何か玉虫色みたいな形の部分が……。

委員 入っていますよと言いながら……。

会長 ここに存在するというのがあかなという気はするんですね。

それからもう1つ、一番最初におっしゃっていた係長の話であるとか、連携の話というのは、これは入札であるとか契約というところにおいては、これまでも区のところではやられているとは思いますが、それとは別個に公契約全体の問題、積算をそこでやるべきなのかどうかというのは、まさに余計おくれちゃう可能性もあるのかなというふうにも思うので、公契約にかかわる連携みたいなことを分けて設置するのはどうかという議論と受け取っていいでしょうか。

委員 きょう、先生がお書きになられたものが配られていますよね。それで、多分今の公契約は1のほうに入ると思うんですよ。それで、区長の諮問事項は2項ありますよね。その1と2がここに書いてあるわけですが、ちょっと意見を言うと、この(1)の部分はむしろ外して、これは労働専門部会に入れるというふうにさせていただければと。そのかわりというんですが、この(2)の後に適正な履行を確保するための体制あるいは組織ということで、さっき出た公契約条例運用についての係長、専属の係を置いてもらうのと、あと、区内に横断的に対応する体制と書いてあるんですけども、そういうものをつくっていただかないと、その後のポスターをつくったり、説明会をやったり、あるいはチェックシートを見直して適用したり、あるいは場合によったら公契約に違反している事業者に対する指導だとかというのをできる部署がないんですね。ですから、区長の適正な履行を確保するためにという中の必要なやるべきことを書いた上で、このようなことをやるためにもそういう組織が必要であるという書き方でぜひ書いていただければと思うんです。

逆に言うと、先ほど私、部会で言ったんですけども、労働報酬部会は主にこの労働報酬下限額に限定して、もちろん区長への助言に若干書きますけれども、むしろ適正化委員会の最終報告のほうに今部会長がおっしゃったようなことを入れていただいて、ちゃんとすみ分けたほうがいいんじゃないかなというので、ぜひそうしていただければと思います。

会長 それからもう1点は、委員が書かれたところでの公契約条例の運用の最後の2つ、いわゆる実態調査であるとか実地調査と言っているのは、今、ある程度現場の評価というものに関しては、総合評価方式のところでは工事成績評価という、単純に言うと、ざくっとしたと言ったら怒られるんですけども、そ

うというような工事評価のところ、こういう履行状況であるとか、そういったことも加味して見ていく。ただ、その場合、対象の案件というのが今は特定の金額以上なんだけれども、それ以下の金額のものについてもサンプル的にというお話を先ほどちょっとされていたので、そういうことを実施したらどうかというイメージでよろしいのでしょうか。

委員 多分施工評価のほうは、工事が適正に施工されているのか、もしくは委託業務が施行されているかということで評価をされて、当然それは次に総合評価なんかで評価されると思うんです。結局、新たに公契約条例というものができて、一定のルールであったり、そういうものが今後できていくときに、今はほかの自治体では結構賃金台帳まで出させたりとか、そういう自治体も現実あるんですけれども、それは明らかに事業者の皆さんに大変な労力と、あと、それをチェックする側も大変な状況になる。今、世田谷区はどちらかというと、チェックシートという形で事業者さんから契約時にいただくというところ、今現在とどめているので、ただ、それが実際に現場やそういうところで履行されているのかどうか。全部を調査する必要はないので、少なくとも適用されている。ただ、それでも世田谷区は対象が広いので、その中でサンプル的に、それも全部を調べるというよりは、大きな工事であれば、その中で実際こういうチェックシートをいただいているけれども、それが履行されているのかどうかを、定期的なのか、サンプルなのか、それは実地調査をする必要があるのではないかと。

そこで、では、実態と異なっていればどうするんだという話ですけれども、今、世田谷区は特に罰則やペナルティーを設けているわけではないので、やはりそこは是正していただくように指導していくとか、実態がそうであれば改善していただくというところで運用していく必要があるのかなとは思いますが。

会長 今チェックシートを出していただいているんだけれども、それというのは、例えば財務なら財務だけではできなくて、いわゆる工種ごとに土木であるとか、建築であるとか、造園であるとかそういったところで、その工事自身の進捗もある程度わかるような人に入ってもらうことも必要だと。そのためには、先ほどお話しがあった別組織というよりも、全体的に運用がうまくいっているかどうかをチェックする組織と、その係長、横断的な組織体制というのが必要というふうに、この最後のところと最初のあたりは、そういう形のリンクもあり得るといったイメージですか。

委員 結局、あくまでも契約課は契約を履行することが主ですし、それは営繕もそうですし、土木や各所管はその工事を施工させることが主の目的なので、やはり公契約条例を履行していくという目的を持った係であったり所管がないと、宣伝もいかないですし、その確認作業もいかないだろうと。ちなみに、今

のチェックシートも、各元請事業者さんから1枚出していただいて、その下限額の確認についても、それぞれ1項目だけで確認をしていますが、それが果たしてそれでチェックができているのかと。例えば建設業、学校建築であれば、それぞれ多種多様な工種が入るわけですよ。少なくとも設計労務単価であれば52とかそういう業種に分かれてあるわけですから、やっぱりそれは一定業種ごとの下限額の確認はするべきです。ただ、そういう細かいところは、労働報酬専門部会の中で話し合うにしろ、全体の運用の中では当然委員会の中でも御議論いただきたいなと思います。

委員 ちょっとよろしいですか、今のこと。結局、会長が書かれた、前までは附帯意見は裏の3に書かれているわけですね。これをできれば1の最後あたりのところに、むしろ適正な履行を確保するために必要な施策の中にそういうことが必要だということにさせていただいて、それをやる組織としてこういうものが考えられるという、そういうふうにしていただくと。

会長 1つの例示ですよ。すぐできる、できないというのはちょっとあれですから。

委員 だから、そういう意味でいくと、この附帯意見の部分を1のほうに持ってきていただくと座りがよくなるのかなと。全部持ってこれるかどうか、ちょっとわからない、それは丸ごとに考えていただく。基本的にはこの丸のほとんどをこっちに持ってこれて、適正な履行という言葉と適切な運用という言葉がイコールだと考えれば、むしろ1のほうに入れていただいたほうが、我々が言っている意味が通じやすいのかなと。

委員 ちなみに、足立区が施行しているのは、きょうの資料の中にごさいますけれども、この中の周知の取り組みという中に、事業者向け、労働者向け、職員向けにそれぞれこういう取り組みが行われているというのがありますが、これに加えて、足立区のケースですと、労務台帳というのをそれぞれ出させて、それをチェックするために、発注者側も、これは足立区の場合、1億8000万円以上なので、件数が少ないですけれども、それでも労務台帳の内容を審査するために非常勤職員を4日間、7.5時間ベースで張りつけていくということをやっているんですね。そのほかに、条例の実施状況についての確認のための現地視察やアンケート調査をやるという、そういう活動をされていて、全部網をかけるというんじゃなくて、こういう一種のサンプリングの方法で浸透のぐあいを調べていくということが行われているので、ぜひそういう点で必要に応じて実態がどうなっているのかというサーベイをしておく必要があるんじゃないかということが、ここで言われていることではないかなと先ほども議論いたしました。

会長 それからもう1つは、あえて言うんですが、地元企業優先の根拠とい

うのは、地域経済の産業の活性化、そのことがひいては区の税収であるとか、そういったところにつながるんだから、地域企業の優先というところをやっていくのは、これは今の段階では余り論議しなくていいですよという変な言い方なんですけど、区によっては、それはおかしいというのが実は議会から出てきた区もあって、もっとオープンに広げる。先ほど本店、支社云々かんぬん、支店の話があって、基本的には本店もしくは支店があるというのをほとんど条件にして、ちょっとそこら辺の議論が出てきているところもあるんだけれども、僕としては地元企業優先みたいなことかなと。

実は世田谷で河川の改修なんかで、地元の企業さんは、例えば春なんかのときだったらば、地元はずっといるから、オタマジャクシがどこに住んでいるとか、それをちゃんととっておいてやるんだけれども、区外の業者さんが入ってくると、関係なしにもうばあっとやってしまう。だから、要は区の業者さんの地域に対する見方というか、ここが大事だよ、子どもたちはここら辺に集まってくるんだからということもあるから必要かなとは思っているけれども、別の言い方からすると、入札をするとき、もしくは入札のときに業者評価をするときに、そういったのは入っていないんですよ。今地域貢献と言っているのは消防団？

委員 防災協定。

事務局 防災の協定です。

会長 そうというような項目なんだけれども、先ほど地域貢献というもののウエートを高めましょうという話もこの中にあったとは思っているけれども、そこら辺というのはどういうふうに評価すればいいのかなと。

委員 おっしゃることはわかるんですよ。純粹に区だけ見れば、やっぱり安くいい業者に頼みたいと、それが区外であってもというのは経済合理性ですよ。だから、それはもちろんそうだと思うんですね。公契約条例はそれに関しては結果論であって、私は中立だと思うんですね。ただ、区長のこの諮問の長い形が、区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度の改善だから、私は今回の最終答申は、今の視点で区内業者を振興させ、地域経済を活性化するということが目的に入っていると思うんです。ただ、本来、公契約は、それは結果であって、目指すのは住民サービス、あるいはいい建築をつくるということと、そこで働く労働者がプアにならないという主としてこの2点で、結果として業者の方が適正な利潤が得られると。同時に、それによって地域が労働者と経営者の両方ともお金が入るわけだから、地域が振興されて税金が返ってくると。

私の考えは、この最後のところは結果であって、直接の目的じゃないと思うんですよ。ただ、区長さんがそうおっしゃっているので、今回はそれも目的に

含めてあっさり書きちゃったほうがいいんじゃないかなと。だから、経済合理性、そのための税金だったら、本来であればもっと安くできるのを、無理して区内の業者をお願いして、区内の労働者にやってもらおうと。それで、ちょっと高くてもいいというのが、多分公契約条例の今のところの価値じゃないかなと。

会長 区民にとって幸せなのはそのほうなんだというのをどういうふうに表現できるかな。

委員 今、うちの団体は世田谷建設協同組合とあって、ほぼ土木の団体なんですけれども、公共事業をやっていて、区内に本店を構えている業者がメインなんです。うちの建設協同組合は世田谷区さんと防災協定を結んでいて、例えば水防、世田谷区内にも谷沢川、丸子川等河川がありますね。あと多摩川等で大雨が降って危ないといったときには、建設協同組合にまず電話がかかってくるんです。防災協定を結んでいる我々土木業者が、例えば多摩川の河川敷の堤内地に土のうを積みに行ったりする。例えば雪が降って危ない危険地域があったら、除雪車が出て行って除雪をしたりする。それは言ってみればサービスみたいなものですね。我々からすると、その防災協定を結んでいて、例えば水防であるとか、雪害であるとか、そういったところに出るのは、やっぱり区内で仕事をしていてこそなんです。区内で仕事をしていなくて、そういうことをやる意味はほぼゼロということなんです。それが今の世田谷区で発注されている仕事でだんだん食べられなくなっていくと、もう防災協定に参加する意味が問われてくるということなんです。

例えば我々の建設協同組合の組合員の中にも、もう建設協同組合が世田谷で防災協定をやっている意味がないじゃないかという業者も中にはいます。それはもう世田谷区で仕事ができなくなって、やっても意味がないだろうと。そのサービスみたいなのは、結局、雨が降れば酒も飲めなきゃ、作業員を確保しておかなくちゃいけない。夜、夜中であろうと何だろうと出なくちゃいけない。それはプラスになる要素がないんです。それはあくまでもやっぱり世田谷区さんで仕事できて、世田谷区で食べさせてもらっているという意味があればやるんですね。それがなくなったら、もうやる意味がなくなるんです。

防災協定とか、それにはそういう意味があって、やっぱり地域で根差して本社機能を持って、会社を構えている土木会社というのはそういう意味があるんです。だから、それは支店を構えて、例えばアパートを1軒借りて、会社の体制を整えれば済むというものじゃないんです。やっぱり我々の建設協同組合で長くやっている土木業者は、本店の会社機能プラス直系の労務者を区内で抱えているんですね。うちもそうですし、例えば3人、5人なりの労務者をすぐに派遣することができるんです。でも、それを出さか出さないかというのは、やっぱり世田谷区で仕事をしていればこそなんです。だから、そこはかなり

重要なところだと思っていて、区で仕事ができる食べていけない限りはやる気も起きない。

委員 ですから、先ほど会長がおっしゃった経済的な効率を高めていく、所得効果を上げるというものも1つもちろんあるでしょうけれども、それだけじゃなくて、公共施設なり、あるいは住環境の抱える問題をどう処理していくかということをお守りする立場が区内の事業者にはどうしても出てくる。そういうものを確保する意味合いをどういうふうに予定価格その他に入れるかということは工夫が要ると思うけれども、少なくとも地域貢献というのはそういう形で、ただサービスでやってくださいというだけでは済まない部分が出てくるので、足立区の場合は、公契約条例の実施に伴って、やはり経費がそれぞれの事業者にもかかるものがあるので、そういうものも少し付加していく必要があるんじゃないかという論議をしているそうです。

ですから、そういうことを考えますと、やはり安全な居住環境をつくっていくというのは、今世田谷区の、これは誰が区長さんになってもやることだと思いますので、そういう面から考えると、やはりそれなりにサービスというか、その安全を確保することに対する経費を、どこまでかはわからないけれども、それなりの相応の負担をして、それで町全体の安全や公共施設の守りをする人をきちんと抱えておくことが安全というものを高めていく要因になっているんじゃないかと思うんです。そういう貢献はお金だけでは換算できない部分がありますので、ぜひ公契約条例の運用の中にそういうものを絡めた運営ができないだろうかというのが希望なんですね。

会長 単価であるとかそこら辺だと難しくて、ある意味では、それぞれ事業をやったの利益率といいますか、その適正な利益率というのが一体どこら辺なのかと。土木なんかで言うと、もう大昔になりますけれども、11%ぐらいあった。建築のほうは数%。今、土木のほうも数%にもう完全におっこっちゃっているわけですね。そうすると、そういう中でお守りをしてくださいというと、その利益率がない。昔で言うと、大規模なもので言うと、10年間お守りを義務づけられていたようなところがあるけれども、そんなところの利益率がないから、しょうがないから赤字覚悟で、どこかでおこったと云ったらば、それを施工した業者さんが赤字覚悟でやらざるを得ない。前だったらば、それなりにそれができたけれども、今は逆に言うことができなくなってくる。それを通常の単価であるとかということに入れ込むのはかなり難しいところがあるんだと思うんですよね。

委員 ですから、ランニングコストの中にそういうお守り料に相当するものをやはり乗せたりする形で発注の項目を少し拡張する必要があるんじゃないですかね。ネットの裸のコストだけ計算していると、それは出てこないですよ。

会長 だから、管理費であるとか、そういったようなところをどこまでちゃんと見るのか。管理費という言い方でいいのかどうかはまた……。

委員 例えば雨が降って下水道の排水口に行くところに枝が集まったりなんかするというのを、地元の住民が取りましようなんていうことは、それは昔は普通だったんだけど、今はとてもそんなものを作る人が滅多にいない。それはやはりそういうお守りをするという行動になかなか出られないところに、何か今コストが余分にかかってしまう、そういう面があるんじゃないかと思うので、そこは積算の中にもう少しアローワンスをつけていく必要があるんじゃないかと思うんです。それは項目として何にするかはちょっとあれですけども、やはり予定価格の運用その他の中に、そうした地元への貢献度に応える、あるいは貢献度が生れるような積算や発注方式というものがとられて、初めて実現できるんじゃないかと思うんですね。

会長 発注方式のところでもう1つ、昨年あったと思うんですが、いわゆる工事規模といいますか、例えば学校建築ということにしたとしても、かなりいろんな工種がばらばらに発注されてしまう。それにさらにグラウンドの部分が入ったりとかすると、本当に1つの学校をつくるのに6つぐらいの入札がぼんと出てくる。それから、あるところの道路の舗装をやろうとしても、区分されてしまって、必ずしもいい利益というのが得られない。それはある意味では区内の業者さんの数とそれの保護の問題もあるから、そういうふうに分けていくんだけど、それを広くしていったほうがいいのか、ある程度まとめていったほうがいいのか、そこら辺というのは何かあるんですか。常にこう見ていると悩むところなんですけれども。

委員 多分その単体の経済性だけ考えたら一括して大手に出したほうが、それはその単体で考えたら経済性は多分高いんでしょうね、安くできる。でも、この間、世田谷区もそうですし、どこの地方自治体もそうですけれども、できるだけ分離・分割発注をして、できるだけ受注しやすい、地元の中小企業が受注できるようにしてきた。ただ、多くの中で、それはどちらかという大きなルールがあってやっているというよりは、その運用の中でやられてきたことだと思うんですね。

ただ、今回、世田谷区が公契約条例をつくるときに、他の自治体は、どちらかという労働者の賃金を守るために条例をつくりましょうという自治体が多い中で、世田谷区は当然それもやるけれども、先ほど来話の出ていた地元の地域経済や、当然その地元の業者を育成することによって区民福祉は向上させるんだということを、最初から目的に持って条例化し、今回、入札制度改革もこれに基づいてやりますというのは、やっぱり他の自治体にない公契約条例の新しい形だと思うんですね。

一方で、そこは今まで世田谷区がやってきた地域優先発注にお墨つきを与えるというか、今まで条例がないわけですから、区内業者を育成していこう、だから区内に出すんだという、そういう表立てがなかったところに、そこをちゃんとしていくということを条例に書いた以上は、やっぱりそこを前面に出して、世田谷区はこういう意思を持って、今後も工事だけではない、委託を含めた公共調達をそういうふうには運用していくんだということを最終答申の中に入れ込むことで、今後、具体的に事務の中で、では、その予定価格をどうしていくとか、入札制度で改善をどうやってしていくんだという後ろ盾になると思うんですね。今、あえて会長が言われたように、地元育成、地元発注でいいんですよねという、その部分を何でやるのかということは、今回の最終答申の中で条例に基づいて必要性があるからやるんだということを言っただけだと思います。

会長 あとは、複数業者発注になると、工程管理上のふくそうといえますか、それを合わせないとなかなか工事ができない。そのために余計時間がかかったりとか、無駄な人の配置が発生したりするかなど。そこら辺は何とかならないのかなというのがある。

委員 だから、ある意味でいけば、多分経済合理性よりも、より区内の業者育成を優先する施策だと。今言われたけれども、確かに条例の1条にそう書いてあるんだね。第1条の目的に明文で書いてあるから、さっき私が言ったのは、あくまで一般的な公契約としては経済合理性を無視するわけじゃないんだけど、一応世田谷区ではそれは1条に明確に入っているんで、自信を持って書いてくださいという形でいいんじゃないですかね。

会長 ほかにありますでしょうか。適正化委員会のほうの答申に向けての話というのは、あらあらの数字立ては中間報告をもとにしながら、先ほどからいろいろと御意見をいただいているものなんかも含めて骨子的な形、骨子にちょっと肉づけされたような形で作成していったら、またそれは今後練っていただく、ここら辺の文章はおかしいとかという形で、次回に向けて準備をしていきたいとは思っております。

委員 日にちを決めて、中間答申についてこういうふうには直したらどうかという各人の対案も出すことにして、ただ、たしか2回目がもう終わりなんですかね。

会長 そうです。次が3回目ですよ。そういう意味で、その前にいろいろな御意見を。

委員 だから、むしろ我々がそれぞれ、きょういただいたのは概略なので、本文を読んで、自分は、さっき私が言った意見も言いますけれども。

会長 そうですね、こういうふうに入れ込んだりと。

委員 それぞれがペーパーを出して、ある日までにここへ集めるというのはどうですか。そうすると書きやすいと思うんですよね。もちろん全部入れるわけじゃないんですよ。これは外すとかというのはあっていいので、僕がさっき聞いた財務局の話と、それからこのランクの話、やっていられないという話あたりはやっぱり何らかの表現があって、最終報告に入れてもらうというのがあるとすると、それをちょっとかみ砕いたような文章か何かを書いていただいたほうがいいんじゃないかなと。賛成意見だけじゃないので、できればこういう意見もあったということで書いていただいて、ぜひこのランク……。

会長 そうですね。ここら辺の話は余り僕らはわからないから、ぜひそういうのがあったら。

委員 それは日を決めて、それまでにみんなペーパーを出して、もちろん後から言ってもいいんですけれども、そして、それを書いてもらったものをまたいただいて、最終日に集まるぐらいはしておかないと。

会長 まとめてそれと。そうすると、いつぐらいまでになる。

委員 次回が7月3日でしたっけ。

事務局 4日ですね。

委員 そんなに早いんだっけ。

委員 だから、結構忙しい。

委員 抽象的な話でいくと、そんなに早いんだっけ。

会長 日程的にはどういう日程が今入っていましたっけ。

委員 たしか7月4日だったと思うんですけれども。

委員 4日が次ですか。

委員 10時から、適正化委員会が先ですね。

委員 そうか、それが最終日。

委員 最終の前。

委員 最終日じゃないですね、それは28日。

委員 では、逆に言うと、4日の日までに、みんながそれをつくって持ってくるとしますか。その前というのはなかなか。

委員 そうですね。その前の調整は難しいですね、2週間しかない。

委員 だって、きょうはもう20日ですものね、2週間。可能な人は事前に、最悪当日、それを見てから意見交換して。

委員 当日持ち込みありで。

委員 それで書き込んでいただいてメールで送ってもらう、そうしましょう。そうしないと、自分で言ったけれども、2週間じゃちょっと自信がないので、本文を読んで、改めてつけ加えるやつをちょっと書いてもらって。

会長 それで、もしできれば事前でも当日でもいいんですが、まことに申し

わけないんだけれども、事務局には電子ファイルの形で届くようにしておいてもらえば、僕のほうで編集をするときにやりやすいかな。

委員 運用できますからね。

委員 そうですね、わかりました。

委員 きょうお出ししたのも、事務局のほうにメールでお送りいたします。あと、僕の要望ですと、答申の中に長期的というか、方針的なものも盛り込みながら、一方で、やっぱり具体的に、特に入札制度改革は、では、今年中にやるのか、来年度から始めるのか、要は次年度予算に反映させるような具体的な提案をできれば事務局側から、もう今すぐ本当にやるかどうかはあるけれども、事務局としてこういうものを今検討していますとかいうのをできれば出していただきたい。というのは、先ほどの労働報酬専門部会の中でも、どちらかという先行して下限額が決まっているんじゃないか。でも、この下限額実行のためには、どうしても今の現状の入札制度の中では厳しいという話もいただいています、やっぱりその条件整備というか、下限額を払える環境整備を、長期的なスパン、中長期的なものとするすぐできるもの、すぐやらなきゃいけないものを両方そろえたほうが、じゃないと、多分事業者の皆さんも納得いかないと思いますので、そこは具体的なもの、反対にそれは事務局のほうから出していただくほうがいいのかなと。それをまたこの中で議論するような運びのほうがいいかと思うので、できれば次の4日の日までに何か考えがあれば。

委員 先ほど委員の質問でもあったことですので、それにもかかわらせて。

会長 先ほどちょっとお聞きしたのは、労働報酬部会のところでも事務局のほうに幾つかちょっとまとめてくださいという話があったので、そういうのと一緒に。

委員 あわせて。

委員 区長さんもそうだけれども、すぐできることはすぐやるし、すぐできないことをすぐやれというのもまたこっちも無責任だから、わかりやすく言うと、来年直ちにやることと数年かかってもいいから目指していくこと。特に入札制度なんていうのはすぐいけないと思いますので、来年はその条件整備でここまでやるとか、私もよくわからないんだけれども、そういう形で最終答申も目の前にある課題と少し先にやる課題と分けたほうが、区長さんも答申として受けやすいんじゃないかな。

会長 逆に事務局のほうでここら辺までというたぐいの話があったとしても、この委員会のほうとしてここら辺はここら辺を目標にというふうに振り分けていけばいいんだと思っているんですね。できないことをやりましょうというのは絶対できないはずだから、その部分はここら辺を目標に進めていくべきであるとか、そういうような答申にしましょう。

委員 というのは、1093円というのは実際には全然違った答申になっちゃったりする。そういう意味では、事務局の方々と我々の間で意思疎通が必ずしも十分でなかったというので、私たちも先ほどの部会でも来年1093円とは言わない、では、幾らなんだという話を次回やろうという話になっているので、やっぱり実現を目指すところは少し先でも、どうやってそこに到達していくかという議論と区民に対する納得いく理由も説明したいなど。そういう意味では入札制度改革も全く同じで、そういう意味でのわかりやすい目の前と将来というのは入れたほうがいいかなと。

会長 今のところ、皆さんにこういうものをというのは1度メールか何かでお出ししたほうがいいですか、7月4日ぐらいまでに。

委員 こっちがむしろ出す、どっちがいいんですかね。

会長 それを出しちゃうか。

委員 出していただく。

会長 確認という意味で。

委員 では、両方出しますか。

委員 両方出し合うようにしたらどうですか。

委員 両方ね、むしろそれもいただければ意見も言いやすい。

会長 中身の話ではなくて、7月4日までにそういうまとめをお願いしますという案内だけの話です。

委員 わかりました。

会長 備忘録的な。

委員 それは出していただければ、余計こちらもそれぞれ見て。

会長 それは.....。

事務局 わかりました。メールでお送りします。

会長 そうすると、私も再度確認できます。

ほかはいかがでしょうか、よろしいですか。3時半からだったら、もうかなりの時間、頭を動かされて大変だと思いますので。

何か特にいいですか。

事務局 いや、ないです。

会長 では、本日の委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。